

財産形成年金預金

(平成23年4月1日現在)

* 特色、重要事項、その他	
<p>1. 主要事項</p> <p>(1) お勤めの方が豊かなセカンドライフのために生活資金を計画的に積立てるための預金です。現在のお勤め先が財形制度を導入されている場合にご利用いただけます。</p> <p>(2) 満60才以降、5年以上20年以内にお受け取りいただきます。</p> <p>(3) 5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預け入れます。</p> <p>(4) 期日指定定期預金及び自由金利型定期預金(M型)としてお預かりします。</p> <p>(5) 租税特別措置法第4条の3第1項「勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税制度」の適用を受けることができます。財産形成住宅預金と財産形成年金預金をあわせて非課税枠の合計が550万円までの利息は非課税扱いとなります。お引き出しは年金の受取に限られます。お引き出しの理由により支払済の利息について5年間にわたり税額追徴されることがあります。(商品概要「11. その他参考となる事項」参照)</p> <p>2. 満期日前に解約の場合、中途解約利率が適用になります。 (商品概要「10. 中途解約時の取扱い」参照...解約制限) また、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 (商品概要「11. その他参考となる事項」参照)</p> <p>3. 預金保険制度の対象となります。万一金融機関が破綻した場合、決済用預金を除く当行預入の他の保護対象預金と合算して、1金融機関につき、預金者1人あたり、元本合計1,000万円までとその利息等が保護されます。(くわしくは窓口までお問い合わせください。)</p> <p>4. 取扱い規定...「共通規定」「財産形成年金預金規定」を適用します。</p>	
* 商品概要	
1. 商品名 (愛称)	・ 財産形成年金預金 愛称：財形年金
2. ご利用いただける方	・ 個人
3. 預入期間	・ 5年以上
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 年1回以上定期的に、事業主が給与天引きにより預入 ・ 一回当たり 100円以上 ・ 100円単位
5. 払戻方法	・ 支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として受け取ることができます。 ・ 年金元金計算日にすべての期日指定定期預金は満期日が到来したものととして、その元金と自由金利型定期預金(M型)の元金との合計額を「年金計算基本額」とします。
6. 利息 (1) 適用利率	(1) 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 ・ 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」)について、預入日(継続をしたときは最後の継続日)現在における次ぎの預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。 A. 1年以上 2年未満 当行所定の「1年以上」の利率 B. 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率 (以下「2年以上の利率」という)

<商品概要説明書>

<p>(2) 利払頻度</p> <p>(3) 計算方法</p>	<p>(2) 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行所定の利率によって計算します。 ・元利金を継続預入し、預入元利金を「年金計算基本額」とし年金として受け取ることができます。 ・期日指定定期預金及び自由金利型定期預金(M型)の計算方法を適用します。
<p>7. 手数料</p>	<p>不要です。</p>
<p>8. 税区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マル財ご利用の場合は財産形成住宅預金とあわせて非課税枠の合計が550万円以内は利息が非課税扱いとなります。 非課税とならない場合は分離課税です。 (国税15%および地方税5%、合計20%)
<p>9. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マル財の取扱いができます。ただし、財産形成住宅預金とあわせて非課税枠の合計が550万円以内です。
<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。なお、この利率が、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。 (1) 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点以下第4位以下切捨て)によって1年複利の方法により計算します。 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上 1年未満 2年以上利率 × 40% C. 1年以上 1年6か月未満 2年以上利率 × 50% D. 1年6か月以上 2年未満 2年以上利率 × 60% E. 2年以上 2年6か月未満 2年以上利率 × 70% F. 2年6か月以上 3年未満 2年以上利率 × 90% (2) 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・中途解約利率は、お預入日から解約日の前日までの日数について、預入期間に応じた利率を適用します。 ただし、解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を適用します。 A. 6か月未満: 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上: 預入日における預入期間に応じた約定利率 × 90%
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・転職、転勤、出向等により預入ができなくなった場合、所定の手続きにより新たな金融機関において引き続き預入することができます。 ただし、新たな勤務先が財形制度を導入している必要があります。 ・死亡、重度障害以外の理由による払出しがあった場合は、すでに支払済の利息について、5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20%により計算した税額を追徴します。ただし、払出しの理由が災害・疾病その他これに類するやむえない事情で所定の要件を満たす場合および年金開始日の5年後の応当月以後の払出しの場合は、支払済の利息については税額を追徴しません。

<商品概要説明書>

12 .当行のお問い合わせ、ご相談、要望・苦情の受付窓口	徳島銀行お客さま相談室 フリーダイヤル：0120-87-1090 受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時
13 .一般社団法人全国銀行協会の苦情対応および紛争解決の受付窓口	一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772 受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時